松阪市
第８次高齢者保健福祉計画及び
第７期介護保険事業計画
ダイジェスト版

目次

1　計画策定の背景と目的 …… 1
2　計画の策定体制 …… 1
3　計画の期間 …… 1
4　高齢者人口の推移と推計 …… 2
5　認定者数の推移と推計 …… 2
6　計画の基本理念 …… 3
7　地域包括ケアシステムの推進 …… 3
8　施策体系 …… 4
9　地域包括支援センターを中核とした取組み …… 5
10　施策・事業の展開 …… 6
（1）≪予防≫健康づくりと介護予防の推進 …… 6
（2）≪生活支援≫高齢者が地域で暮らす体制づくり …… 6
（3）≪認知症≫認知症施策の充実 …… 7
（4）≪医療≫在宅医療と介護の連携 …… 7
（5）≪住まい≫安心して暮らせる環境の整備 …… 8
（6）≪介護≫介護を受けながら安心してできる暮らし …… 8
11　介護保険事業費の見込み …… 9
12　介護保険財政の仕組み …… 9
13　所得段階別保険料の設定 …… 10

平成 30 年 3 月

松　　阪　　市

1　計画策定の背景と目的

松阪市では平成 27 年３月に、高齢者施策の基本的な方向を示す「松阪市第７次高齢者保健福祉計画及び第６期介護保険事業計画」を策定し、高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまちに向けた取組みを進めてきました。

平成 29 年度には、現在の計画期間が終了することから、施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が 75 歳になる 2025 年（平成 37 年）を見据え、地域包括ケアシステムの推進に向けた新たな計画を策定するものです。

2　計画の策定体制

学識経験者や公共的団体代表などから構成される医療・保健・福祉関係者のほか、公募による委員で構成された「松阪市高齢者保健福祉計画等策定委員会」において審議、検討を行いました。また審議、検討を行うにあたっては、アンケート調査を実施し、本計画の基礎資料とするとともに、高齢者の生活を支える市の取組みの現状や課題などを市民の方に伝え、話し合う意見交換会や、パブリックコメントを実施し、意見を聴取しました。

3　計画の期間

計画の期間は、平成 30 年度から 2020 年度（平成 32 年度）とし、地域包括ケアシステムの構築の目標年次である 2025 年度（平成 37 年度）を視野に入れた計画とします。

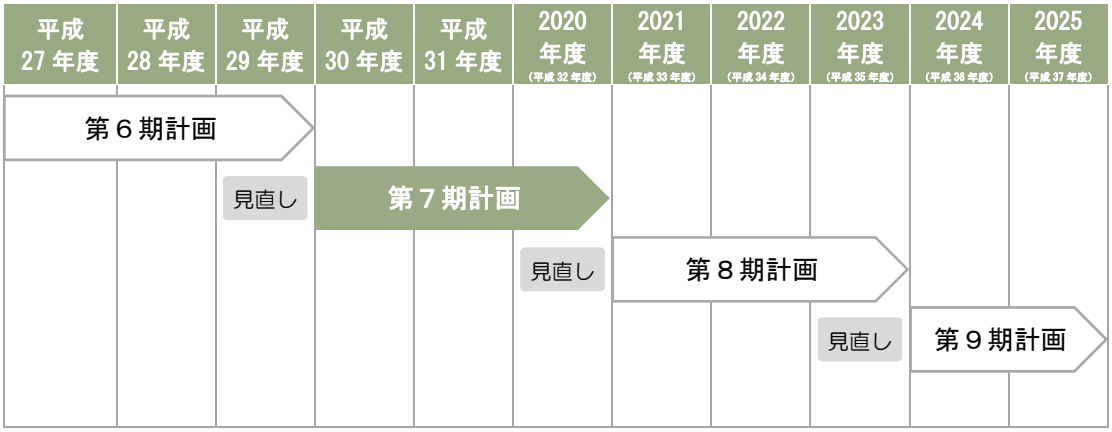

4　高齢者人口の推移と推計

松阪市の総人口は、減少傾向にあり、平成 29 年は 165,573 人となっています。一方、65 歳以上人口は年々増加しており、高齢化率は 28.6%となっています。

推計をみると、総人口は減少しますが後期高齢者人口は増加し、2025 年（平成 37 年）には高齢化率は 30.7%へと年々増加するものと見込まれています。

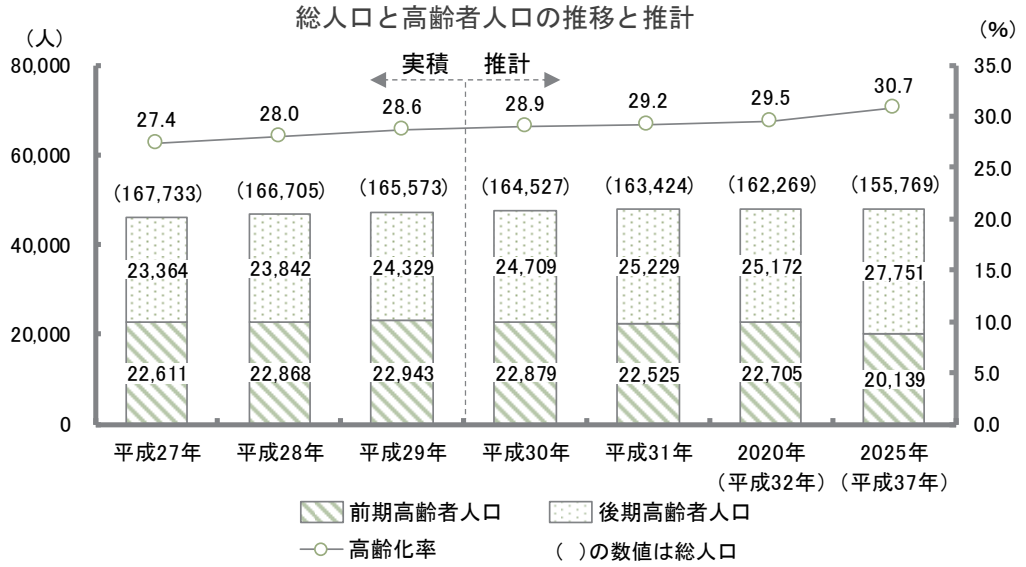

資料：平成 27 年～29 年は住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）
平成 30 年～2020 年（平成 32 年）、2025 年（平成 37 年）は地域包括ケア「見える化」システム

5　認定者数の推移と推計

要介護認定者数の推移をみると、年々増加しており、平成 29 年では 10,714 人となっています。

要介護認定者数の推計をみると、認定者数は 2025 年（平成 37 年）の 11,971 人へと年々増加するものと見込まれています。

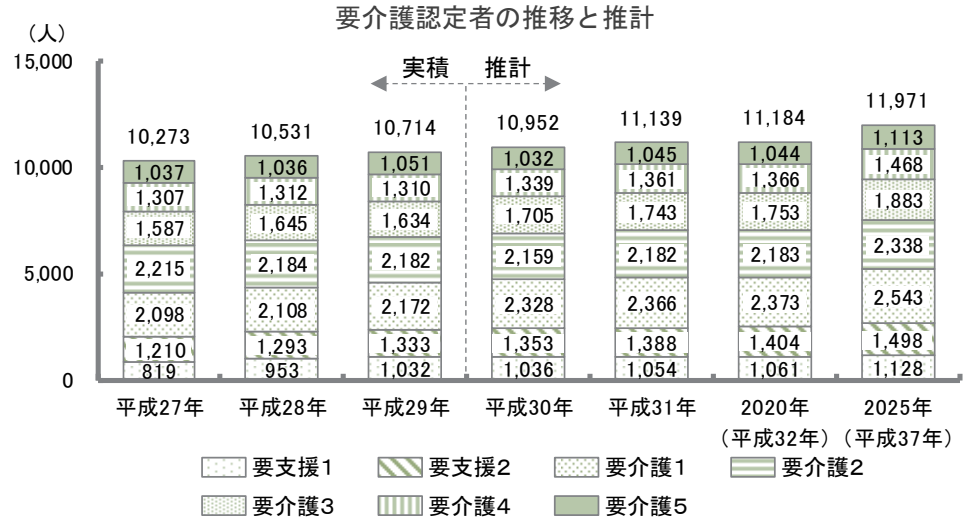

資料：介護保険事業報告（24 年～27 年：年報、28 年・29 年：月報　各年 3 月末現在）
平成 30 年～2020 年（平成 32 年）、2025 年（平成 37 年）は地域包括ケア「見える化」システム

6　計画の基本理念

本市では、基本理念を「高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまち」、基本的な考えを「地域包括ケアシステムの推進　～地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちを目指して～」として、医療や介護、生活支援に係る多くの関係者や市民とともにその実現に向けて取り組んでいきます。

〔 基本理念 〕

高齢者がいつまでも安心して
地域で暮らし続けることができるまち

〔 基本的な考え 〕

地域包括ケアシステムの推進

～地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら
自分らしく活躍できるまちを目指して～

7　地域包括ケアシステムの推進

高齢者をはじめ誰もが生きがいを持って地域で暮らし続けることのできる社会を目指し、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの一体的な提供を図る地域包括ケアシステムの推進体制の強化を図ります。

また地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働し支え合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。こうした社会を目指すためには、自助・互助・共助・公助をうまく機能させる必要があり、自助・互助をはじめとする地域での支え合いの仕組みづくりを支援していきます。

8 施策体系

【基本理念】

高齢者がいつまでも安心して地域で暮らし続けることができるまち

【基本的な考え】

地域包括ケアシステムの推進

～地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるまちを目指して～

地域包括支援センター

【基本的施策】 【施策・事業】

≪予防≫
健康づくりと介護予防の推進

1 健康づくりの推進
2 介護予防の推進
3 社会参加と生きがいづくりの推進

≪生活支援≫
高齢者が地域で暮らす体制づくり

1 支え合いの地域づくりの推進
2 高齢者福祉サービスの充実

≪認知症≫
認知症施策の充実

1 認知症を正しく理解し、寄り添えるまちづくり
2 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくり

≪医療≫
在宅医療と介護の連携

1 医療と介護の連携推進

≪住まい≫
安心して暮らせる環境の整備

1 高齢者の住まいの確保
2 高齢者の居住における安全安心の確保

≪介護≫
介護を受けながら安心してできる暮らし

1 適切な介護サービスの提供
2 介護給付の適正化
3 家族介護者への支援
4 人材の育成と活用

9　地域包括支援センターを中核とした取組み

地域包括ケアシステムを有効に機能させるためには、まず地域包括ケアの中核的な機能を担う地域包括支援センターが、円滑にその事業を運営していく必要があります。

＜地域包括支援センターの役割＞

委託により市内５か所に設置している地域包括支援センターでは、現在４つの基本業務（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防ケアマネジメント業務）に加え、地域包括ケアシステムの構築に向けて介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策、医療・介護の連携などの地域づくりにも関わることで、業務範囲が拡大しています。本市では平成 27 年度から平成 28 年度にかけて各センターにそれぞれ生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員を新たに配置し、地域包括支援センターの体制の充実を図りました。このことにより、地域主体での介護予防の自主グループ活動や居場所づくり、また徘徊模擬訓練（高齢者安心見守り隊などによる声かけ訓練）などの新たな地域づくりが進んでいます。こうした活動状況は、「松阪市地域包括支援センター運営協議会」において評価･点検を行うとともに、より効果的な事業展開が図れるよう必要な体制等についても検討していきます。

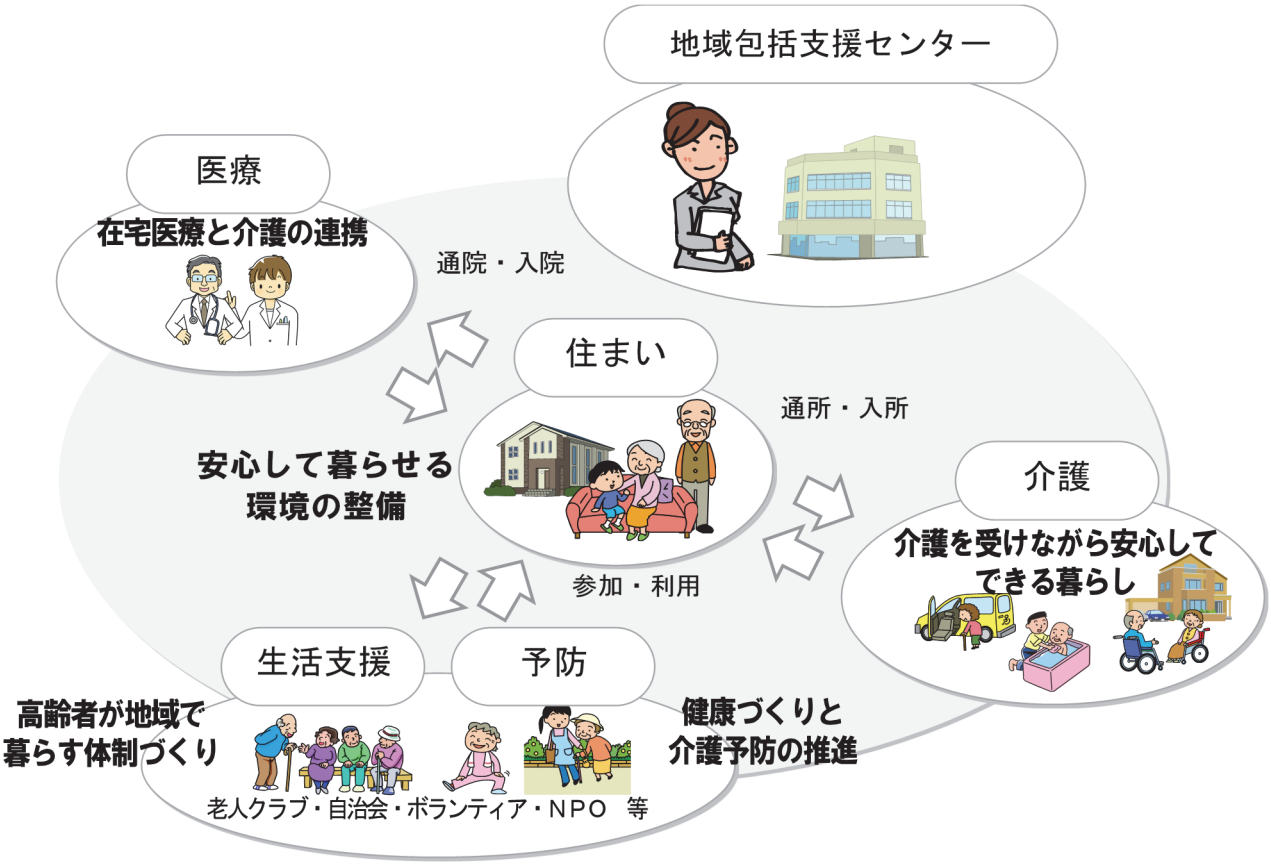

10 施策・事業の展開

（１）≪予防≫健康づくりと介護予防の推進

「自助・互助の促進や介護予防ボランティア養成などに積極的に取り組み、2020年度（平成32年度）における要介護認定率が、現在の要介護認定率（平成28年度末22.8%）から上昇しないよう現状程度にとどめる」という基本目標を掲げ、健康づくり・介護予防の推進に向けた取組みを行います。

施策・事業

①健康づくりの推進

〇生活習慣病の予防
〇健康なまちづくりの推進

②介護予防の推進

〇介護予防教室
〇認知症予防教室

③社会参加と生きがいづくりの推進

〇寿大学ほか各公民館趣味サークル
〇住民主体による多様な集いの場（宅老所・サロン、自主グループ）
〇地域ボランティアの養成・活動の推進
〇ささえさん事業（高齢者ボランティアポイント制度）
〇介護予防・日常生活支援総合事業
〇就労対策（シルバー人材センター等）
〇老人福祉センター

（２）≪生活支援≫高齢者が地域で暮らす体制づくり

「生活支援にかかる地域互助の促進が図られるよう、市・社会福祉協議会・地域包括支援センターが連携して構成している地域連携活動サポートチームが中心となり、生活支援の好事例を各地域に紹介するなどし、今期計画期間中に生活支援サービスを開始した地域が現状より増えるよう支援する」という基本目標を掲げ、地域での生活支援の取組みが広がるような取組みを行います。

施策・事業

①支え合いの地域づくりの推進

〇多様な主体による生活支援
〇地域における推進組織の充実
〇生活支援コーディネーターの配置
〇地域敬老事業推進特別交付金
〇松阪市社会福祉協議会との連携

②高齢者福祉サービスの充実

〇訪問サービス事業
〇通所サービス事業
〇手当等支給事業
〇その他のサービス事業
〇移送サービス
〇家族介護支援事業

（３）≪認知症≫認知症施策の充実

「認知症サポーターや高齢者安心見守り隊の養成や育成により、地域の見守りの充実を図ります。毎年、市内のどこかの地区で自主的な高齢者声かけ訓練（徘徊模擬訓練）が実施されるよう支援する」という基本目標を掲げ、認知症に関する知識の普及・啓発の推進や地域の見守り体制の強化を図るための取組みを行います。

施策・事業

①認知症を正しく理解し、寄り添えるまちづくり

〇認知症サポーター養成講座の開催　〇高齢者安心見守り隊の養成
〇認知症カフェ・サロンなど地域の取組みの充実
〇企業との連携　〇家族支援策の充実
〇徘徊 SOS ネットワークまつさかの充実　〇徘徊高齢者家族支援サービス事業

②認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくり

〇認知症ケアパスの周知・啓発　〇認知症スクリーニング（脳の健康チェック）
〇認知症予防教室　〇物忘れ相談会
〇認知症地域支援推進員の配置　〇認知症初期集中支援チームの設置
〇医療関係者の認知症対応力の向上

（４）≪医療≫在宅医療と介護の連携

「「松阪地域在宅医療・介護連携拠点」を設置し、医療・介護の関係者等を中心に８項目に取り組み、平成 26 年度在宅看取り率 16.0%に対し、2024 年度（平成 36 年度）で在宅看取り率 20%を目指す」という基本目標を掲げ、住み慣れた地域でいつまでも暮らし続けられるよう医療、介護、福祉や様々な生活支援サービスを、どの地域でも継続的・包括的に地域で活躍する多職種がネットワークを活用し、一人ひとりに提供できる体制づくりのための取組みを行います。

施策・事業

①医療と介護の連携推進

〇地域の医療・介護の資源把握
〇在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の協議
〇切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
〇医療・介護関係者の情報共有の支援
〇在宅医療・介護連携に関する相談支援
〇医療・介護関係者の研修
〇地域住民への普及・啓発
〇在宅医療・介護連携に関する関係市町の連携

（５）≪住まい≫安心して暮らせる環境の整備

自宅で生活を送ることが困難な高齢者については、今後も安心して健康に生活を送ることができるよう、関係部局と連携した住まいの確保に努める必要があります。

また、高齢者が生活を送る住まいの安全や災害が発生した際の避難場所の整備などについて、関係機関と連携していきます。

施策・事業

①高齢者の住まいの確保

〇養護老人ホーム
〇高齢者生活福祉センター
〇軽費老人ホーム
〇サービス付き高齢者向け住宅

②高齢者の居住における安全安心の確保

〇住まいの安全安心の確保
〇避難所の整備

（６）≪介護≫介護を受けながら安心してできる暮らし

「在宅で生活を送る重度要介護者や在宅における介護・看護を理由とする離転職者などの減少を目指し、今期計画期間中において必要な施設整備をすすめる」という基本目標を掲げ、介護サービスの提供体制の整備に努めるとともに、家族介護者への支援、保健・福祉の人材の育成と活用などに関する取組みを行います。

施策・事業

①適切な介護サービスの提供

〇居宅サービスの給付
〇地域密着型サービスの給付
〇施設サービスの給付

②介護給付の適正化

〇要介護認定の適正化
〇ケアプラン点検支援
〇福祉用具・住宅改修に係る給付の適正化
〇その他の介護給付の適正化
〇介護相談員の派遣
〇介護保険制度の周知
〇苦情対応・解決のための体制

③家族介護者への支援

〇家族支援策の充実（再掲）
〇徘徊 SOS ネットワークまつさかの充実（再掲）
〇徘徊高齢者家族支援サービス事業（再掲）
〇高齢者虐待防止対策ネットワーク（再掲）
〇寝たきり高齢者等紙オムツ給付事業（再掲）

④人材の育成と活用

〇保健福祉の人材の育成と確保
〇民生委員・児童委員の活動との連携
〇地域ボランティアの養成・活動の推進（再掲）
〇学校と地域との交流推進・福祉教育の充実
〇地域における推進組織の充実（再掲）

11 介護保険事業費の見込み

平成 30 年度から 2020 年度（平成 32 年度）まで、そして 2025 年度（平成 37 年度）の標準給付費と地域支援事業費の見込みを以下のように算定しました。

単位：（千円）

種　　類		平成 30 年度	平成 31 年度	2020 年度（平成 32 年度）	2025 年度（平成 37 年度）
介護保険事業費		17,227,854	18,038,669	18,843,936	21,924,703
	標準給付費見込額	16,502,165	17,297,407	18,086,535	21,103,197
	地域支援事業費見込額	725,689	741,262	757,401	821,506

※単位未満は四捨五入により端数処理しています。

12 介護保険財政の仕組み

介護保険の財源については、利用者の負担額を除いた介護給付にかかる費用（給付費）の 50%を保険料、残り 50%を税金の公費で賄うこととなっており、第１号被保険者は給付費の 23%を負担することになります。

また、地域支援事業のうち、包括的支援事業・任意事業の財源については、第１号被保険者の保険料と公費で構成されます。

	介護給付費（施設等）	介護給付費（その他サービス）	地域支援事業費	
			総合事業	包括的支援事業 任意事業
国	15.0%	20.0%	20.0%	38.5%
国調整交付金	5.0%	5.0%	5.0%	0.0%
県	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
第１号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第２号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	0.0%
合　計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※調整交付金については、各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するため、市町村によって５％未満や５％を超えて交付されることがあります。

13 所得段階別保険料の設定

平成 30 年度から 2020 年度（平成 32 年度）までの所得段階は、低所得者の負担軽減や所得の応能負担の観点から、これまでの 13 段階を 14 段階にするとともに、負担割合を所得に応じた負担となるようにし、所得水準に応じてよりきめ細やかな所得段階の設定を行いました。

表　平成 30 年度～2020 年度（平成 32 年度）の所得段階別介護保険料

所得段階	対 象 者	割 合	年額保険料
第１段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の方及び、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.45	35,856 円
第２段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方	基準額 × 0.5	39,840 円
第３段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方	基準額 × 0.6	47,808 円
第４段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.85	67,728 円
第５段階	世帯の中に住民税課税の方がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が 80 万円を超える方	基準額	79,680 円 （月額　6,640 円）
第６段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 80 万円未満の方	基準額 × 1.25	99,600 円
第７段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 80 万円以上 125 万円未満の方	基準額 × 1.3	103,584 円
第８段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の方	基準額 × 1.45	115,536 円
第９段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満の方	基準額 × 1.85	147,408 円
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満の方	基準額 × 1.95	155,376 円
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方	基準額 × 2.2	175,296 円
第 12 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の方	基準額 × 2.4	191,232 円
第 13 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上 1,300 万円未満の方	基準額 × 2.6	207,168 円
第 14 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,300 万円以上の方	基準額 × 2.8	223,104 円

※国が示す低所得者に対する軽減強化の割合に沿って第 1 段階の保険料割合を 0.45 から 0.4 へ引き下げ、第 1 段階の年額保険料を 35,856 円から 31,872 円に軽減します（3,984 円の減額）。

松阪市第８次高齢者保健福祉計画及び第７期介護保険事業計画　ダイジェスト版

平成 30 年３月

発行：松阪市健康福祉部介護保険課
〒５１５-８５１５　三重県松阪市殿町 1340 番地１
電　話：０５９８-５３-４０５８
ＦＡＸ：０５９８-２６-４０３５